改正案	現行
(届出)	(届出)
第十二条 指定養育医療機関の開設者は、当該指定養育医療機関が次の各	第十二条 指定養育医療機関の開設者 (国を除く。以下同じ。) は、当該
号のいずれかに該当するに至つたときは、その事項及びその年月日を、	指定養育医療機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その事項
すみやかに、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。	及びその年月日を、すみやかに、その所在地の都道府県知事に届け出な
	ければならない。
一~三(略)	〜三 (略)
(権限の委任)	(権限の委任)
第十五条 法第二十八条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は	第十五条 法第二十八条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は
、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号及び第二号	、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号及び第二号
に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。	に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。
一 法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第三	一法第二十条第五項に規定する指定の権限並びに法第二十条第七項に
項に規定する権限	おいて準用する児童福祉法第二十一条の三及び同法第二十条第八項に
	規定する権限
二 (略)	二 (略)